海外輸出製品の安全規格と法規制 (国際安全規格・リスクアセスメント)

株式会社フジセーフティ・サポート

http://fujisafety.jp/

今日のセミナーの注目点

- (1) 海外法規制 · 国際安全規格
- (2) 安全性の評価と認証
- (3) 製品安全認証のメリット・デメリット
- (4) 経営者の役割と社内体制
- (5) 製品のリスクアセスメント
- (6) ユーザーへの情報提供(残留リスク)
- (7) 現状のリスクアセスメントの問題・課題と今後の対応

(1)-1 国際安全規格とは?

国際安全規格は、ISO(国際標準化機構)の規格とIEC(国際電気標準会議)の規格が代表的で両者は、協力関係にあり、IEC規格は、電気電子分野、ISO規格がその他の分野となっている。

これらの規格は、ISO/IECガイド51(Safety aspects - guidelines for their inclusion in standards)に従って、作成されている。

*JIS 8051「安全側面 - 規格の導入指針」

適用範囲:

- ①機械、電気、化学、医療など幅広い分野で、統一的な考え方に基づいて 規格作成を可能にする。
- ②保護対象:人、財産、環境、またはこれらの組合せ
- ③この規格の使用対象者:主に、規格を作成する人

(1)-2 国際安全規格の体系図

ISO/IEC Guide51 安全設計の基本概念 ISO:機械系の安全規格 IEC: 電気系の安全規格 ISO 12100:2010 機械類の安全性一設計の一般原則 基本安全規格 ―リスクアセスメントとリスク低減 本質的安全設計、防護・保護の原則 目できる基本概念、設計原 訓を扱う規格 電気設備安全規格 インタロック規格 (ISO 14119) (IEC 60204-1) ガードシステム規格 (ISO 14120) スイッチ類一般規格 (IEC 60947-1) 制御システムの安全規格 (ISO 13849-1) 電気制御用スイッチ一般規格 (IEC 60947-5-1) В 非常停止用スイッチ規格 制御システムの妥当性確認 (ISO 13849-2) (IEC 60947-5-5) グループ安全規格 安全距離規格 (ISO 13854~13857) イネーブルスイッチ規格 (IEC 60947-5-8) 広範囲の機械類で利用できるような安全 非常停止規格 (ISO 13850) 検知センサー般安全規格 (IEC 61496-1) または安全装置を扱う規格 光電式検知センサ安全規格 再起動防止規格 (ISO 14118) (IEC 61496-2) B1規格:特定の安全面に関する規格 光反射式検知センサ安全規格 (IEC 61496-3) 両手操作装置規格 (ISO 13851) B2規格:安全防護(手段)に関する規格 マットセンサ規格 (ISO 13856) 安全関連電子制御システム (IEC 62061) 産業オートメーションシステム (ISO 1116₁₁₎) 電気的機能安全規格 (IEC 61508) (ISO 14123) 防爆安全規格 危険物質 (IEC 60079) (ISO 14122) EMC規格 高所/階段類 (IEC 61000) EN 415-1~10 C 包装機械の安全性 個別安全規格 特定の機械に対する詳細な安全要件を規定する規格

Copyright (c) FSS Corp.

(1)-3 国際安全規格の階層構造

国際安全規格の体系は、基本安全規格、グループ安全規格、製品安全規格の 3つの階層になっている。

- ①第1階層:基本安全規格(A規格)
 - ●広範囲な製品、プロセス、サービスの分野に対して広範囲に適用する。
 - ●一般的な安全側面に関する基本概念、原則、及び要求事項を含む規格。
- ②第2階層:グループ安全規格(B規格)
 - ●一群の類似の製品分野でプロセス、およびサービスに適用できる安全側面 を含む規格で出来る限り基本安全規格と関連させることが望ましい。
- ③第3階層:製品安全規格(C規格)
 - ●その製品分野で取り扱う特定、又は一群の製品でプロセス、若しくは サービスの安全側面を含む規格で出来る限り、基本安全規格、及び グループ安全規格と関連させることが望ましい。

(2)-1 安全性評価における認証とは?

認証とは、あるものが正当なものであることを権威ある機関が証明すること。 例えば、

- ■ISO9000(品質管理システムの審査登録制度)
 - ●第三者が認証する制度
 - ●「業務の仕組み, すなわちシステム」が対象
- ●機関や人がある特定の職務を遂行する能力があることを権威ある機関が 正式に承認
- ■CEマーキング(EU 欧州連合)
 - ●EU指令に基づく認証制度で欧州域内市場の流通の強制条件
 - ●製品の流通のための域内共通の安全基準が加盟各国間に整備
 - ●CEマーキング制度は強制法規であるが、参照される整合規格(EN規格)は、任意規格であって、メーカーは対象製品に適用される規格を選択してその適合を確認する。
 - ※認証方法は、一般機械は、自己宣言(モジュールA)が可能であるが、指定機械 (モジュールB*型式審査)は、公認機関で審査を受けて認証取得が要求されている。

(2)-2 安全性評価で第三者認証は必要か?

海外輸出先の法規制・規格で当該機関の認証が要求されている場合を除き、 認証は不要でメーカー自身の安全評価で対応が可能

【手順1】 適用指令と適用 整合規格の特定

【手順2】 必須要求事項 の実証

【手順3】 モジュールの特定

※CEマーキングの場合、指定機械以外は、必ずしも第3者認証の要求はなく、自己宣言で対応することが出来る。

【手順6】 EC適合宣言の作成とCE マーキング製品への表示

> 【手順5】 技術文書の作成と 維持·保管

【手順4】自己宣言/第3者認証 規格適合·確認作業

★製品企画・開発・設計段階から 対象製品の試験・評価と適合性 の確認を行い、維持管理する。

Copyright (c) FSS Corp.

(3)-1 製品安全認証のメリット・デメリット

認証のメリット・デメリットは、

メーカーの考え方・方針に一義的に左右される。

※一般に認証取得の場合は、費用と手間がかかるが、ユーザーの要求側面から見ると第3者機関が安全認証(保証ではない)しているので安心感(満足感)がある。



(3)-2 製品安全のポジティブインセンティブ

安全のポジティブインセンティブ (Positive Incentive)

- 1. 安全は、ユーザー要求であり、安全なくして使用出来ない
- 2. 安全は、顧客満足(CS)であり、目に見えない価値である
- 3. 安全は、社会的要求で法規制・規格の遵守はメーカー存続の条件
- 4. 安全は、コストに見合う、稼働率が上がってよく売れる
- 5. 安全重視の"ものづくり"で世界に飛躍できるチャンスが生まれる



安全投資

(3)-3 製品安全のネガティブインセンティブ

ネガティブインセンティブ (Negative Incentive)

- 1. 安全のコストは、儲けとのバランスを考え、利益優先を選ぶ
- 2. 施設設備に金をかけないで従業員の教育・訓練で安全を守る
- 3. 不景気になると安全・保守部門から経費を削減、人員整理をする
- 4. 国際安全規格に従う製品の安全設計・製造の要求に対して
 - 1) 強制規格ならばやるが、任意規格ではやらない
 - 2) 真面目にやった企業は損をする
 - 3) 安全装置を付けるとコスト的に高くなる
 - 4) 安全性が十分でない製品を製造して安く売る企業に負ける



安全非投資 *不都合な安全(真実) ~当事者は失敗事例を話したがらない…~

(4)-1 経営の5つのキーワードの実践

~5つのキーワードの実践~

- 1. バランス設計 (最適デザイン)
 - → 製品仕様·安全設計 【添付資料-1】 ■機械装置の安全基準と法規(法令)·安全規格との関連表 ★製品に安全品質をいかに反映するか?
- 2. リスクアセスメント (安全設計 RA: Risk Assessment)
 - → "ものづくり"のリスクヘッジ (どこまでやれば安全か!?)
 ★リスクの許容レベルをどのように決めて対応するか?
- 3. グローバルスタンダード(国際規格)
 - → 国際規格に従った製品設計・製造 ★規格適合(認証)のための設計、製造をどのように対応するか?
- 4. 法規制・規格(コンプライアンス)
 - → 国際規格への適合は、コンプライアンスとユーザー要求 ★どこまでやればコンプライアンスか?ユーザー満足(CS)か?
- 5. 消費者ニーズ
 - → 安全と環境にやさしい製品の要求
 ★安全で環境にやさしい"ものづくり"をどのように進めるか?

(4)-2法令遵守(コンプライアンス)

~どこまでやればコンプライアンスか? ユーザー満足(CS)か? ~

製品安全と法規制の遵守(コンプライアンス)は、最低限の要求であって、企業存続の条件であることは周知の事実。

ユーザー満足(CS)は、言うまでもなく最優先とすべきこと。 結果、すべては自己責任で当事者(個社)の判断に委ねられる。

◆次の3つがキーワード◆

- 1. 法規制・規格の許容レベル Major / Miner
- 2. 自己宣言か、第3者認証か
- 3. ユーザー(顧客)要求

(4)-3 経営者の役割(安全・環境)

~安全で環境にやさしい"ものづくり"を どのように進めるか?~

- 1. 経営トップの意識を変えること。 経営トップと部門リーダーの積極的な判断の下に 社内各部門で実践する。
- 2. 思考技術の強化と企業のリスク管理 (思考技術は、問題解決と意思決定のコストを下げる)

■経営トップの役割

- 1. リスクの算定では、経験した事故・トラブルに限定する(再発防止) ことなく、 可能性を洗い出すように(未然防止)努めること。
- 2. 製造から廃棄までのライフサイクルにわたって、リスクを総合的に評価すること。
- 3. メーカー、及びユーザーは、科学技術のリスクに関心を持ち、リスクリテラシーを持つこと。
- 4. 事業者・専門家・国家は、メーカー・ユーザーが判断するための情報をできる限り 提供すると共に、その判断が当事者から信頼される状況をつくること。

(4)-4 経営者の役割(社内体制)

~課題への対応方法・解決への道~

- (1)メーカーが抱えている現実の問題点の把握
- (2) 問題点の深掘りと解決方法の策定
- (3) 体制作りに内在する問題点と対応方法
- (4) 社内体制と各部門の役割
- (5) 社内各部門の連携プレイの必要性
- (6) 輸出製品の法規制・規格
- (7) 多様化する法規制・規格 及び、安全要求(技術)への対応
- (8) 製品改良(安全)の実例 に学ぶ

(4)-5 経営者の役割(組織)

~現行組織が硬直化・機能不全になっていませんか?~

1.問題点

- 1) 担当部門の知識・対応能力不足
- 2) 部門間での対応業務と意識のズレ
- 3) 部門リーダーのカ不足
- 4)組織の欠陥
- 5)トップの経営・指導の能力不足

2.解決策

- ・法規制・規格を知って、
- ・個社に適した社内体制作りを行うこと。 いずれも、経営マネジメントの問題で、
- ·物づくりのための技術力の強化と共に組織運営力の向上が必要。 輸出製品の法規制·規格対応と安全な製品を作るノウハウを取得すること。

(5)-1 製品のリスクアセスメント(リスクの低減)

~リスクを低減する方法~

メーカーは、ユーザーからの「<u>設備仕様書</u>」と 「<u>安全要求仕様書</u>」を元に、基本設計/詳細設計/ リスクアセスメントを行い、リスクの低減を図りま す。また、自社独自の安全性設計仕様書を作成して 、機械の開発/設計/製造を行います。

♦3ステップメソッドによるリスクの低減策◆

■ステップ1

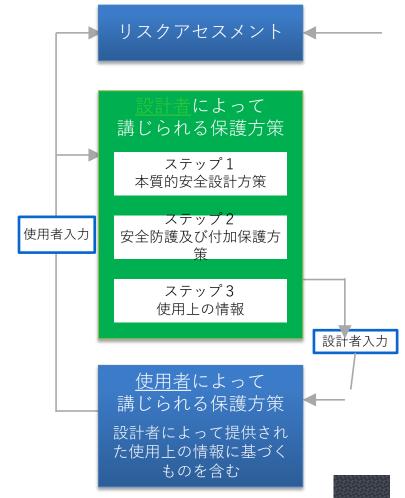
基本設計時に<u>「本質的安全設計による安全方策」</u>を 実施して、危険源の除去または危害のレベルを低減 する。

■ステップ2

ステップ1で許容可能なレベルまで低減できなかったリスクに対し、「安全防護および付加保護方策」を実施して「許容可能なリスクのレベル」になるまでリスクを低減する。

■ステップ3

「許容可能なリスクのレベル」以下の残留リスクに対し、<u>「使用上の情報による保護方策」</u>でリスクを 低減する。

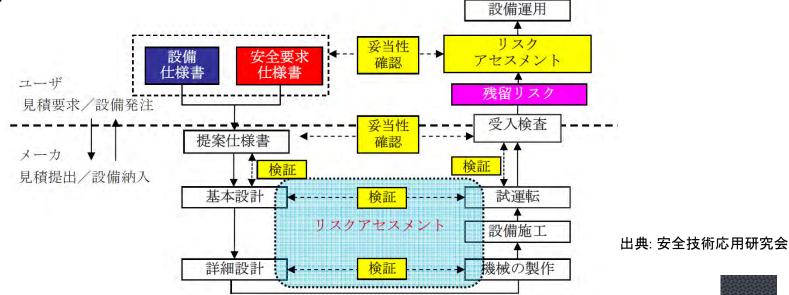


(5)-2 製品のリスクアセスメント(安全要求仕様書)

「安全要求仕様書」

(危険源同定におけるコミュニケーションツール)

ユーザーが機械の「どこ工程・場所」で、「どういう作業をしたい」のか、その希望(要望)を メーカに伝えることにより、メーカとしてはその部分における危険源およびリスクを想定す ることができる。(メーカとして想定外の作業にともなう危険源とそのリスクを検討すること ができる。)



Copyright (c) FSS Corp.

(5)-3 製品のリスクアセスメント(安全の定義)

国際安全規格の定義

安全=許容不可能なリスクがないこと

(freedom from risk which is not tolerable)

危険源に関する リスク(**R**) その危険源に 潜在する危害 のひどさ(**S**) その危害の発生確率 (P)

危険事象の発生確率 (O)

暴露の頻度および時間 (F)

危害回避または制限の可能性 (A)

リスク評価基準

	発生度→				
	1:ほぼ無い	2:あり得る	3:時々	4:定期的	5:常時
1: 軽微	1	2	3	4	5
2: 軽傷	2	4	6	8	10
3: 中傷	3	6	9	12	15
4: 重傷	4	8	12	16	20
5: 致命傷	5	10	15	20	25

<u>は</u>

出典: 安全技術応用研究会

の

関数

(5)-4 製品のリスクアセスメント(危険状態)

「危険状態」の考え方

<u>危険状態とは、「本来、あるべき状態から逸脱した状態で、災害に</u> 至る流れの発端となる状態」とする。

例えば、

- ① 高温液体をバケツで運搬している時に、<u>高温液体がこぼれ</u> 足にかかり火傷する。
 - ⇒ この場合は、「高温液体がこぼれた状態」が該当する。
- ② グラインダーで金属片を研磨している時、<u>砥石が割れて</u> 飛んだ砥石が顔に当たり骨折する。
 - ⇒ この場合は、「砥石が割れて飛んだ状態」が該当する。

出典: 中央労働災害防止協会

(5)-5 製品のリスクアセスメント(発生頻度)

「危険状態が発生する頻度」基準例

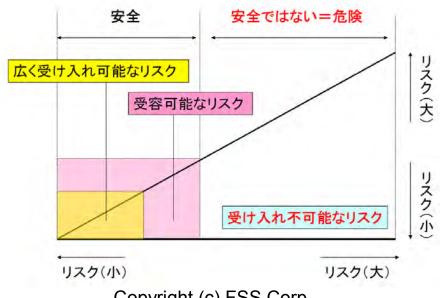
頻度	評価点	内 容
頻 繁	4点	1日に1回程度
時々	2点	週に1回程度
滅多にない	1点	半年に1回程度

出典: 中央労働災害防止協会

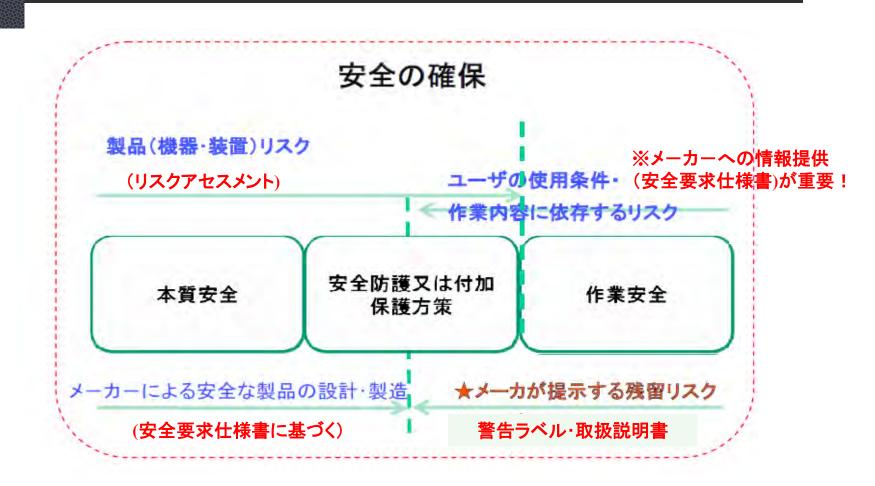
(5)-6 製品のリスクアセスメント(使用の制限)

危険源に対するリスクの低減を3ステップメソッドによって、 許容できるレベルまで低減する。ここで重要なことは、

対象の製品の用途(Intended Use)、ユーザー(Target Group)を考慮して、使用に関する制限事項を実際に使用するユーザーの立場で考察して安全を確保することである。



(6)-1 ユーザーへの情報提供(安全の確保)



(6)-2 安全関連情報 (残留リスクの洗い出し)

ユーザーマニュアル(Instruction Manual)

*安全関連情報(残留リスク)の記載

【手順1】 リスクアセスメントシートにより、リスク分析・評価を実施 した結果の残留リスクを洗い出す。



(6)-3 取扱説明書(残留リスクの記載)

【手順2】 残留リスクの対処方法をユーザーへの安全情報の提供 としてマニュアルに使用者(ユーザー)目線で分かり易く記載する。





(6)-4 警告ラベルと取扱説明書(使用上の情報)

残留リスク対策

リスクアセスメント (ISO 12100/JIS B 9700)

残留リスクの対策 (ステップ3 使用上の情報提供)





(6)-5 取扱説明書(記載例)

ユーザーへの情報提供(マニュアルへの記載例)

【警告ラベルの種類について】





(7)-1 現状のリスクアセスメント(法規制・規格)

(1) 現状のリスクアセスメント要求

- ① 法規制・規格の側面
- 1. 労働安全衛生規則 *残留リスク(機械安全) 「機械の包括的な安全基準に関する指針」 https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/dl/120521 01.pdf
- 2. EU指令(CE Marking) http://fujisafety.jp/files/aboutus/c1-13.pdf
 - ·EMC指令(2014/30/EU) http://fujisafety.jp/files/aboutus/c1-26.pdf
 - ·低電圧指令(2014/35/EU) http://fujisafety.jp/files/case/JS4-No8.pdf
 - ·RE指令(2014/53/EU) http://fujisafety.jp/files/case/JS4-No9.pdf



3. OSHA (米国)

https://www.jniosh.go.jp/icpro/jicoshold/japanese/country/usa/ministry/all-about-osha/allaboutosha-index.html

Copyright (c) FSS Corp.

(7)-2 リスクアセスメント(規格・手法)

【参考】リスクアセスメントの主な規格・手法

- ·ISO/IEC Guide 51:2014
- ·ISO 12100:2010 ·ISO/TR 14121-2:2007
- ·ISO 13849-1:2015 ·13849-2:2012 *Risk Analysis)
- ·ISO 14971:2007 *Risk Management: Medical Device)
- ·IEC 62061:2005 ·IEC 61508:2010
- ·ANSI B11 TR3:2000 ·OSHA
 - *Occupational Safety and Health Administration (29CFR Part1910)
- ·SEMI S-10
 - * Safety Guideline for Risk Assessment and Risk Evaluation (EHS: Semiconductor Equipment)
- ·FTA: * Fault Tree Analysis ·FMEA *Failure mode and effects analysis
- ·R-Map *日科技連

(7)-3 現状のリスクアセスメント(顧客要求)

② 顧客要求の側面

http://fujisafety.jp/files/aboutus/c1-22.pdf

- 1. ユーザー安全
- 2. 労働安全·衛生

製品分野

- (1) 検査·計測機器
- (2) 産業用機器(装置·機械)
- (3) 医療機器
- (4) 情報機器
- (5) 半導体機器
- (6) 光学機器 (Laser·LED)





(7)-4 リスクアセスメントの過去・現在・将来

(2) 過去、現在、将来のリスクアセスメント

① **これまで (Safety 0.0)** 素朴に、人間の注意で安全が確保されていた時代

● 現在 (Safety 1.0)

- 1. 技術で安全を確保する時代
- 2. 人間のミスが事故の主流になった ⇒ ヒューマンファクターが重視される時代
- 3. 複雑なシステムの出現 ⇒ マネジメント(管理)が重視される時代
- 4. 高度な技術の出現 ⇒ コンピュータが安全に用いられる時代
 - Safety 1.1: 機械の構造に基づく安全: 本質安全
 - Safety 1.2: 信頼性に基づく安全; 本質的安全
 - Safety 1.3:ヒューマンマシンインターフェースに基づく安全: 人間工学
 - Safety 1.4:電気・電子の制御に基づく安全:安全装置、制御安全
 - Safety 1.5:コンピュータに基づく安全: PLC, 機能安全
 - Safety 1.6:通信に基づく安全: セキュリティ

(7)-5 今後のリスクアセスメント (Safety 2.0)

② これから (Safety 2.0)

- 1. ICT (Information and Communication Technology)技術の進歩でこれまで出来なかったことが可能になって来た。
- 2. IoT(Internet of Things), AI(人工知能、ビッグデータ・・・コンピュータパワー、インターネット技術の圧倒的な進歩が可能にしつつある。
- 3. 繋がることによる/大量データによる/人工知能の悪用等の新しいリスクの発生の可能性がある。



http://fujisafety.jp/files/case/JS1-No6.pdf

Copyright (c) FSS Corp.

(7)-6 課題と今後の対応

- 現状の機械安全に関する国際規格、地域規格、業界規格、社内基準(安全設計基準/労働
 - 安全・衛生規則)などは、①これからのリスクアセスメントの要求に対応できているのだろうか?
 - ②出来ていないとしたらそれらは、具体的にどのようなことであるか?
 - ③ これからのリスクアセスメント、規格は、どうあるべきか?
- 問題点の深掘りと解決のためのアプローチ(アクションプラン)を行うことが、今後の課題である。



http://fujisafety.jp/files/case/JS2-No7.pdf